

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2016年9月号 | No. 9/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

カンボジア（国コード：KH）

カンボジアは、2016年9月8日にPCTへの加入書を寄託し、151番目のPCT締約国となり、2016年12月8日からPCTに拘束されます。そして、2016年12月8日以降に出願された国際出願は自動的にカンボジアの指定を含みます。また、カンボジアはPCTの第II章にも拘束されるため、2016年12月8日以降に出願された国際出願に関し提出される予備審査請求は自動的にカンボジアを含みます。

さらに、カンボジアの国民及び居住者は、2016年12月8日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

カンボジアはPCT第64条(5)の規定により、PCT第59条の規定に拘束されないことを宣言しました。

国際事務局への手数料の支払い：小切手受領の終了

国際事務局(IB)の提携銀行による小切手手続きに関する規制導入を受けて、IBは2017年1月1日以降、小切手による支払いを受け付けません。当該日付以降に受領したいかなる小切手も自動的に振出人に返却されます。

これは特に、*PCT出願人の手引* 附属書B2(IB)及びC(IB)に示された手数料の支払いに関連します。受理官庁としてのIBへ支払う手数料（送付手数料、調査手数料や国際出願手数料など）、補充国際調査のために支払う手数料、特別な状況においてIBへ支払われる幾つかの他の手数料（PCT規則48.4(a)に基づく早期国際公開手数料や公開された国際出願の証明付謄本の手数料など）を含みます。

IBに対する手数料のその他の支払方法に関する情報は、下記のリンク先にて、PCT手数料のページの“手数料の支払方法”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

PCT最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

BW：ボツワナ（所在地、手数料）

CZ : チェコ共和国 (要求する写しの部数、翻訳の要件)
GB : 英国 (手数料)
IS : アイスランド (手数料)
KW : クウェート (一般情報、国内段階移行の要件の概要、管轄国際調査及び予備審査機関)
NO : ノルウェー (国際出願の写しの提出)
QA : カタール (所在地及びあて名、Eメール)
SG : シンガポール (手数料、国際調査及び予備審査の受理言語)
SK : スロバキア (翻訳の要件)
ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

取扱手数料 (シンガポール知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT出願人の手引

2016年7月1日に発効したPCT規則改正や他の更新を踏まえて改訂された、PCT国際段階の詳細情報を含む、*PCT出願人の手引*の“国際段階の概要”の英語版が下記リンク先にてご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

仏語版は下記リンク先にてまもなくご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

会合文書

PCT同盟総会

2016年10月3日～11日にジュネーブで開催される第48回(第28回臨時)国際特許協力同盟(PCT同盟)総会(PCT総会)のために準備された文書は下記リンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39951

PCT技術協力委員会

2016年5月17日～20日にジュネーブで開催された第29回PCT技術協力委員会の報告書が、当該会合のその他の文書とともに、下記のWIPOウェブサイトにてご利用いただけるようになりました。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39465

PCTを学ぶビデオシリーズ：国際出願の出願方法

国立工業所有権機関(INPI) (ブラジル) に、PCTを学ぶビデオシリーズのポルトガル語字幕版：“国際出願の出願方法”を作成いただきました。WIPOのPCT法務部副部長のMatthias Reischele-Parkによって紹介される29本の短編ビデオからなるシリーズは（それぞれ約15分）、PCT手続の国際段階及び国内段階における重要な観点や事項への基本的な概要を提供しております。

以下のページからINPIウェブサイトの字幕付ビデオへのリンクをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/pt/training/index.html>

元のビデオ（字幕なし）は下記リンク先に掲載されております。

<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

他の官庁も当該ビデオの他の言語での字幕版の作成が可能です。

スペイン語でのPCT回章

PCT回章が英語及び仏語に加え、スペイン語でも現在発行されております。2016年に発行されたスペイン語版の回章の全てを下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/es/circulars/index.html>

RO/IBへの直接出願

受理官庁としての国際事務局(RO/IB)への直接出願の情報に関し、全てのPCT10言語にて、若干の更新がありました。以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

PCT規則改正

特許協力条約及び規則（冊子版）

特許協力条約(PCT)及び2016年7月1日に発効したPCT規則の独語、イタリア語及びポルトガル版が、アラビア語、中国語、仏語、ロシア語及びスペイン語版に加え、ご購入可能となりました。下記リンク先のページ右側にてご希望の言語をクリックしていただくと、オンラインにてご注文可能です。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4055&plang=EN>

アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語（右端にあり）、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語での条約及び2016年7月1日に発効した規則は、下記PCTウェブサイトにて無料でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

ブダペスト条約

ブダペスト条約に関する一般情報

WIPOが管理する、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、バイオテクノロジーに関する発明の分野で重要な役割を担っています。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）、又はその利用を含む場合、特許出願においてそれを単に記載するだけでは十分な開示とならない場合があります、多くの国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

ブダペスト条約は、特許保護を求めるそれぞれの国においてそのような試料を寄託する必要性を排除することにより、この手続きを促進します。ブダペスト条約は、全締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的のためには、何れかの国際寄託当局 (IDA)へ寄託すれば十分であると規定しています。PCT出願の場合、寄託についての情報もまた、その出願に記載されることが必要です。当該条約はそのため、微生物を含む特許発明に関する開示要件を満たす、効率的で、円滑で、且つコスト効率の良い方法を出願人に提供します。

ブダペスト条約の詳細は、次のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/budapest>

ブダペスト条約に関する2015年の統計

2016年8月31日現在、ブダペスト条約の締約国は80あり、45のIDAが存在します。最も最近加盟した締約国はコロンビアで、2016年7月26日に条約が発効しました。

2015年におけるブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する統計は、43のIDAからの回答に基づき、以下のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

2015年の統計についていくつかご紹介します。

2015年の全寄託件数（4,893）は2014年（4,952）と比較して同水準にとどまり、試料の分譲は2014年に比べ10%の増加を示し、合計2,673となりました。

2015年に寄託件数の多かったIDA上位8機関は以下の通りです（括弧内の変化率は2014年比）。

1. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	1,645	(+3%)
2. China Center for Type Culture Collection (CCTCC) (CN)	1,055	(+13%)
3. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	653	(-33%)
4. Korean Collection for Type Cultures (KCTC) (KR)	231	(+14%)
5. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	217	(+29%)
6. National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB) (GB)	157	(+7%)
7. Agricultural Research Service Culture Collection (NRRL) (US)	155	(+53%)
8. Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM) (KR)	145	(-2%)

寄託先の上位国に関して言うと、中国と米国の2015年の寄託件数は全体の71.7%（それぞれ55.2%及び16.5%）を占め、1981年（ブダペスト条約が運用可能となった年）から2015年末までの全寄託件数では全体の55.65%（それぞれ20.5%及び35.15%）を占めます。

WIPO Pearl最新情報：言語インターフェース及びデータベースの改善

WIPO PearlはWIPOの多言語の専門用語ポータルであり、PCTの全10公開言語における、PCT出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要なPCTの法律用語へのアクセスを無料で提供しています。公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearlへ以下の改善がなされましたのでご紹介いたします。

新しい言語インターフェース

WIPO Pearlのインターフェースが、英語に加え、現在、仏語、日本語及びスペイン語にてご利用いただけます。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語、中国語、ロシア語版も追加される予定です。

専門用語データベースの改善

専門用語データベースに、5,000の新しい用語と1,000の新しい概念関連性が追加されました。データベースにはWIPOのPCTの言語専門家（翻訳者やターミノロジスト）によって全て入力され検証された120,000以上の特許用語及び17,000の特許関連概念が現在収録されています。12,000近くの概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関係性を調べることができます。

大学との共同研究により得られた新しい概念/用語

上述のデータベースの更新には、アイルランドのダブリンシティ大学の応用言語異文化間研究科(SALIS)でターミノロジー研究を選考している修士課程の学生との共同研究によって得られた105の概念と440の専門用語を含みます。中国語、英語、仏語、独語、日本語又はスペイン語で作業をする学生が、有機エレクトロニクス分野の用語対訳データをWIPOに提供し、WIPOが検証して収録されました。

このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、Eメール(wipopearl@wipo.int)にてWIPOまでご連絡ください。

WIPO Pearlは下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

実務アドバイス

国際調査と補充国際調査の相違

Q: 国内段階で新たな先行技術が引用される可能性を最小限にとどめたく思っており、国際出願において補充国際調査を請求できることを認識しています。国際調査と補充国際調査の相違

を説明していただけますか？

A: 国際調査は全ての国際出願に対し自動的に実施されるものです（国際調査機関(ISA)が、PCT 第 17 条(2)に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言する場合を除く）。補充国際調査は国際調査に加えて請求することができる任意の調査です。主国際調査は、PCT 最小限資料に加え、国内(又は広域)官庁としての役割において ISA により調査される追加の文献もカバーします。補充調査のために指定された機関(SISA)の幾つかは、主国際調査を実施する場合のように文献全体をカバーする完全な調査を行いますが、幾つかの機関は異なる調査の範囲を提供し、そのため異なる料金の補充調査手数料を課すことがあります。例えば、完全な調査の提供に加えて、特定の言語又は複数言語、若しくは特定の技術分野における文献をカバーする限定的な調査を提供する場合があります。したがって、補充国際調査を請求することは、調査の言語的又は技術的な範囲を拡充し得て、国内段階で新たな先行技術が引用されるリスクをさらに軽減するでしょう。

2 種類の調査のその他の相違を以下に列挙します。

調査請求の仕方；調査請求の言語

出願人は国際調査の実施を特別に請求する必要はありません – 国際出願の出願が国際調査実施の請求を構成するものとなります。補充国際調査は任意であるため、特別に請求する必要があります。PCT ウェブサイト (<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>) にて編集可能な PDF 形式で提供されている様式 PCT/IB/375（補充調査請求書）を記入していただくのが望ましいでしょう。当該様式はドキュメントアップロード機能を介して ePCT にてアップロードが可能です。

1 つの国際調査は ISA により一度だけ行われます。しかしながら、補充国際調査の場合は、出願人が複数の SISA による別個の補充国際調査の実施を希望し、必要となる追加手数料を支払う用意があれば、同一の国際出願に関して複数の補充国際調査を請求することができます。別個の補充調査請求書が各 SISA に対し提出される必要があります。

補充調査請求書は英語又は仏語で国際事務局(IB) へ提出する必要がある点にご留意ください。

調査機関の選択

国際調査の場合、出願人が ISA として選択可能な官庁は、該当する国際出願が出願される受理官庁により基本的に決定され、通常は、かなり選択肢は少ないです（また場合によっては 1 つの管轄 ISA のみ選択可能）。しかしながら、補充国際調査を請求する場合には、選択する機関が主国際調査を実施している/実施した ISA ではないことを条件に、補充国際調査を実施する準備があることを IB に通告した何れの ISA も自由に選択することができます（PCT 規則 45 の 2.9(b)）。最近 3 つの官庁（シンガポール知的所有権庁、ウクライナ国家知的所有権庁及びヴィシェグラード特許機構）が追加されたため、現在、（稼動している 21 の ISA のうち）以下に列挙する 9 つの官庁が SISA として行動しています：

AT	オーストリア特許庁
EP	欧州特許庁
FI	フィンランド特許登録庁
RU	連邦知的所有権行政局
SE	スウェーデン特許登録庁

SG	シンガポール知的所有権庁
UA	ウクライナ国家知的所有権庁
XN	北欧特許機構
XV	ヴィシェグラード特許機構

特定の SISA は、主国際調査が行われた対象の制限を超えて補充国際調査が実施される場合の制限や条件に加えて、ある一定期間において実施される補充国際調査の最大件数について制限を設けている点にご留意ください。補充国際調査の範囲に関する制限の情報は、PCT 出願人の手引 の各官庁の附属書 SISA をご覧ください。

調査を請求する期間

国際調査の請求は国際出願の出願時に効果的に行われています。ただし、出願人は優先日から 19 ヶ月の満了まで¹補充調査請求書を提出することができ、補充国際調査を請求することが該当する出願にとって最適なことであるかどうか、慎重に検討する時間があります。主国際調査の結果を入手していることが、出願人が補充国際調査が有益であるかどうか決定するのに役立つでしょう。多くの場合、時間が許容すれば、補充調査請求は出願人がISRを受理した後のみ、提出されます。

調査に支払う手数料

各 ISA 及び SISA はそれぞれの手数料を設けています。幾つかの事例では、ある特定の官庁により実施される補充国際調査に支払う手数料は、当該官庁により実施される国際調査に支払う手数料と同額です。例えば、ISA 及び SISA としての欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、スウェーデン特許登録庁が当該事例にあたります。しかしながら、幾つかの官庁においては異なる手数料を支払います。例えば、補充調査が特定言語においてのみ実施される場合においては、より少ない文献を調査するため、補充調査手数料は低くなるでしょう。SISA としてのロシア連邦知的所有権特許商標行政局は、国際出願の対象が人体又は動物の体の処置方法に関するものであるため、国際調査報告を作成しない旨が ISA により宣言されている特別な場合においては、独立国家共同体文献の通常の調査より高い料金にて、PCT 最小限資料の完全な調査を提供していることにご留意ください。

各官庁に支払う手数料の詳細は、PCT 手数料表 I(b)をご覧ください。補充国際調査の場合は、補充調査取扱手数料（現在 200 スイスフランに設定）も IB のサービスに対して支払います。

国際調査に支払う手数料は受理官庁により徴収されますが、補充国際調査に支払う手数料は IB によりいずれも徴収されます。

発明の単一性

主国際調査の場合、ISA が発明の単一性が欠如していると見なす場合、複数の発明の調査のための追加手数料を支払うよう出願人に対し求めることができます（PCT 規則 40.1）。しかしながら、補充国際調査の場合は当選択肢は存在しません—SISA が国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、追加手数料の支払いを出願人には求めずに、請求の範

¹ 2016 年 10 月に開催される PCT 同盟総会において、期限を優先日から 22 ヶ月まで延長することが検討される予定です。採択されると、結果として生じる PCT 規則 45 の 2.1(a)の改正は 2017 年 7 月に発効し、2017 年 6 月 30 日まで効力を有する PCT 規則 45 の 2.1(a)に基づく補充調査請求書の提出期限が、2017 年 7 月 1 日にまだ満了していない国際出願に適用されます。

困に最初に記載されている一の発明のみを調査するでしょう(PCT規則45の2.6(a))。ただし、出願人は、補充調査請求書の第IV欄に記載している場合には、ISAが特定する発明のうち主発明(PCT第17条(3)(a)参照)以外の一の発明に補充国際調査を減縮することを、SISAに求めることができます(PCT規則45の2.1(d))。

ISAが国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認め、補充国際調査を開始する前にSISAがISRを利用することができる場合には、主国際調査の対象とならなかった請求の範囲を調査から除外することができます(PCT規則45の2.5(d))。しかしながら、SISAはISAに同意する義務はなく、発明の単一性に関して独自の所見を有することがあります。

調査報告の作成期間

ISAは当該ISAによる調査用写しの受領から3ヶ月の期間(優先権が主張されている場合には、通常優先日からおよそ16ヶ月以内)又は優先日から9ヶ月の期間のうち、いずれか遅く満了する期間にISRを作成することとなっています(PCT規則42.1)。補充国際調査報告(SISR)に関しては、SISAは、補充調査請求書を受領しISRが作成された後にのみ補充国際調査を開始します。しかしながら、ISRが遅れている場合には、遅くとも優先日から22ヶ月の期間に調査を開始するでしょう(PCT規則45の2.5(a))。SISRは優先日から28ヶ月までに作成されます(PCT規則45の2.7(a))。

調査報告の内容

SISRは通常、主ISRと内容や外観が似ています。しかし、当該報告には発明の名称及び要約書に関するコメントや対象の分類も含まれておりません。さらに、補充国際調査中に発見された他の文献との関連で読む際の新たな関連性のために必要な場合以外は、ISRですでに引用された関連する先行技術文献を再掲載することを必要としません。SISRでは(主国際調査とは異なり)見解書が作成されないことから、SISRは、場合によっては主ISRで記載されるよりも文献の引用に関する詳細な説明を含むことがあります。そのような追加情報が先行技術の完全な理解に役立つためです。さらに、実施された補充調査の範囲に関して追加のコメントが含まれている場合もあります。これは、主ISRのメリットを享受せず補充調査が実施された際に特に関連があります。

調査結果の公開

ISRは国際出願の一部として、優先日から18ヶ月の満了後速やかに公開されます(PCT第21条(2)(a))。しかしながら、SISR自体は、国際公開の一部としては公開されません。とは言っても、国際出願がすでに公開されている場合は、IBがSISRを受領してから速やかに、PATENTSCOPEにて一般に閲覧可能になります。国際出願が国内段階へ移行する際に、ISR及びSISRのいずれも指定官庁へ送付されるでしょう。

国際調査及び補充国際調査の詳細は、*PCT出願人の手引*、国際段階の概要第7及び8章、またISA及びSISAの詳細は、*PCT出願人の手引* 附属書D及びSISAをそれぞれ以下のリンク先からご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

補充国際調査の更なる情報は、補充調査請求書の様式に記載された注釈や*PCT Newsletter* 2008年12月号のカバーページ、2011年4月号の9ページ及び2012年1月号の10ページを

ご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧